

本学の合理的配慮について

合理的配慮については、障害者の権利に関する条約の第二条で、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

また、2021年に公布された(改正)障害者差別解消法により、2024年4月1日より合理的配慮への対応が私立大学でも従来の努力義務から義務化されています。

これをもち、本学では、学生から支援を必要としている旨の意思表示があった場合において、組織として個々の学生に寄り添い、配慮内容の検討・実施を行っております。

本学の合理的配慮ガイドライン

1. 合理的配慮の対象

【学生の範囲】

このガイドラインにいう学生とは、本学に入学を希望する障害のある人、在学している障害のある大学生、短大生、交換留学生等とします。

【支援対象】

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、原則として、障害者手帳や医師の診断書等の※根拠資料のある人とします。

※根拠資料

その学生にとってどのような配慮が有効か、その配慮が妥当かを判断する材料として根拠資料を求めます。根拠資料は、診断書等の、配慮が必要な理由を記述したものとします。

根拠資料の例

・障害者手帳の種別、等級、区分認定
・適切な医学的診断基準に基づいた診断書

【対象となる活動の範囲】

入学試験、学級編成、転学、除籍、復学、卒業、就職活動に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動(サークル活動等を含む)への参加等、教育に関する全ての事項とします。

2. 合理的配慮に含まれない範囲

①教育に関わる本質的な変更を伴うもの

単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更を行うもの。

②支援をする大学に過度な負担がかかること

大学側に財政面・体制面等で「過度な」負担がかかるものは、支援の内容には含まれません。

過度の判断要素は次のとおりとします。

- 事務・事業(教育研究)への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 事務・事業(教育研究)規模
- 財政状況

③教育とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること

本学に置ける修学とは直接関係しない日常生活支援や個人的な支援。

本学における合理的配慮開始までの流れ

合理的配慮についての相談

- ・ 合理的配慮を希望する学生や家族より、学内の教職員に合理的配慮について相談してください。

面談・ 申請書類の作成

- ・ 学内で担当者と学生で面談を行い、合理的配慮の申請書類の作成を行います。

申請内容の 検討と承認

- ・ 学内の会議で、申請された書類を確認し、内容の検討と承認を行います。

配慮内容の決定

- ・ 承認された配慮内容について、確認して下さい。申請者本人の合意が必要です。

配慮の開始

- ・ 配慮が開始されます。
- ・ 半期ごとに指導教員と面談をし、配慮の見直しをします。